平成２４年（フ）第１６９２号
さいたま市桜区田島６丁目３番１―403号、旧住所千葉県船橋市田喜野井５丁目29番18号サンフラワー101号
債務者　奥村美智子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６８号
埼玉県久喜市久喜北１丁目11番16号
債務者　町田　　茜
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７９３号
さいたま市岩槻区原町16番36―103号
債務者　柴原　峯子（旧姓島村）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７９４号
さいたま市岩槻区西町５丁目５番33号
債務者　村井　久夫
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８０８号
埼玉県川口市三ツ和２丁目13番地の18　フローレンスマンション壱番館108号
債務者　小林　宗典
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８２９号
埼玉県加須市富士見町11番38号　富士ハイツ101
債務者　山口　　栄
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５１号
埼玉県朝霞市宮戸４丁目９番40号　第二千富荘201号
債務者　桑原　　誠
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８９号
さいたま市南区文蔵５丁目28番13号
債務者　野口　　剛
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７０５号
札幌市西区発寒14条５丁目２番12―301号
債務者　岡本　好美
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７５２号
札幌市豊平区月寒東３条16丁目６番21号　セイコーマート２Ｆ
債務者　奥村　弘幸
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７５５号
北海道北広島市輪厚中央３丁目10番地11
債務者　阿部　峻平
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５０号
東京都墨田区京島１丁目18―２―106
債務者　石井　博明
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５１号
東京都板橋区大山金井町12―12―303
債務者　小坂　雅文
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５６号
東京都八王子市散田町５丁目15―12―301
債務者　本島　秀美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６８号
東京都江戸川区一之江３丁目22―９
債務者　中島　繁夫
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７３号
東京都立川市柴崎町４丁目14―10―201
債務者　佐川　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部